

陸上風力発電における 現行の環境影響評価手続の課題について



2024年11月6日

一般社団法人 日本風力発電協会
(Japan Wind Power Association)

<https://jwpa.jp>

JWAPの取組(環境・社会行動計画の策定)

JWPA「バリュー・行動指針」

協会の社会的責任を踏まえ、個社や個別の業界の短期的な利益に偏ることなく、長期的かつ国家的な視野に立って、風力エネルギーの利活用に必要な施策・政策を、責任を持って提案し実行するために、以下の指針に従い行動する。

<行動指針一部抜粋>

- ・優れた知見や経験を共有・結集し、風力エネルギー業界全体の健全な発展に寄与する。
- ・国際的視野に立ち、優れた手法や技術など世界のベストプラクティスを積極的に取り入れるとともに、世界に誇ることができる日本の知見、技術、経験を海外に向けて積極的に発信する。

JWPA環境・社会行動指針/計画

当協会の「ミッション・ビジョン・バリュー」を軸として、持続可能な社会・脱炭素社会の実現という社会的な要請に応えながらも、地域社会から信頼される風力発電事業を推進するための環境・社会行動指針/計画を明示しました。

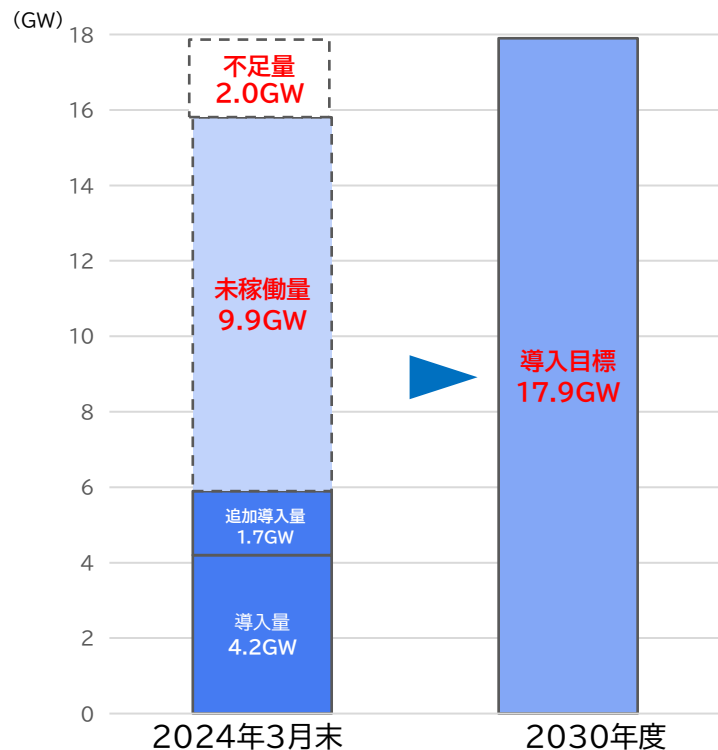


JWPA環境・社会行動指針/計画の章立て

- E 環境への取組 (ゼロカーボン・省エネ目標、廃棄物抑制、生物多様性の保全等に言及)
- S 社会的課題への対応 (情報開示、透明性確保、地域共生等に言及)
- G ガバナンスの強化・向上 (法令遵守、安全確保、国際協調等に言及)

陸上風力の導入拡大に向けた課題

【陸上風力発電の導入状況】



出所:「第58回基本政策分科会 事務局提出資料」(資源エネルギー庁)より作成

風力発電設備の主力電源化(導入拡大)に向けて

- 陸上風力は、2030年目標(17.9GW)を達成するにあたり、9.9GWの未稼働案件の運転開始、さらに2GWの追加的案件的形成が必要な状況。
- 未稼働の要因として、保安林解除手続の長期化・停滞、生活環境への影響に関する地域コミュニティの懸念、**環境アセス手続きの長期化や過大な負担**が影響し、事業性が悪化することで投資中断、予定していた風車の供給停止が生じている。

環境アセスに関する諸課題

- 環境アセス期間の長期化に伴う他許認可手続の遅延や認定失効、FIT運転開始期限の圧迫
- 法アセスにおける都道府県の審査や条例アセスの負担増大
- リプレース案件アセス合理化条件の寄与が少ない

環境アセス期間の長期化の解消・短縮化に向けた
制度改正等の検討が必要

陸上風力アセスの課題

風力発電事業(陸上)導入促進のための環境アセスメントに係る課題

① 長期間に及ぶ環境アセスメント手続

② 法アセスにおける都道府県の審査や条例アセスの負担増大

③ 累積的影響に係る予測・評価や事業規模変更になった場合の対応

④ リプレイス案件合理化の推進不足

現行陸上風力アセスの課題と具体的な施策(①)

アセス制度の課題

①長期間に及ぶ環境アセスメント手続

- 環境アセスに係る調査項目や現況データの量・質に対する要請事項・内容が漸次、各案件一様に増大しており、対応する期間が拡大の一途である。
- 環境省や経済産業省において、アセス期間短縮のための様々な制度やしくみの創出・適用が進められてきたが、**審査期間やその前段階の調整事項等の増大**により、依然として環境アセス期間に4～5年程度かかっている。
【長期化要因例】 評価書事前審査については環境審査要領には「特に必要と認められる事項」について環境審査顧問会の意見を聴くと記載されているが、実態としては全案件が審査対象となっている。また、審査指針でも定める「評価書の審査に際して、電気事業法第46条の14に規定する準備書についての勧告を行った場合は、当該勧告に従ったものであるかどうか審査するものとする」についても勧告以上の対応について審査されている状況。
- 林地開発や保安林解除等は、アセス評価書の確定通知をもって本申請に進む手続になっており、アセス手続長期化が工事着手の遅滞を招いている。



必要施策項目

1. 環境アセス手続の省略・合理化

具体的な施策内容要望

- ✓ 事業計画や立地特性、近接事業との関係性等に応じ、案件によっては調査・予測評価の項目や内容を合理化しても問題ないものがあると思料するところであり、特に項目選定を合理化するしくみを普及させたい。(次頁参照)
- ✓ アセス各段階に係る審査期間の短縮(規定日数の縮減)を検討いただきたい。
- ✓ 関連手続も勘案したアセス手続期間の短縮を検討いただきたい。

(参考) エリア特性を踏まえたスクリーニング

- 風力発電の事業用地は、工業地帯から自然公園地域と極めて多様な地域が事業候補地になる。特に留意が必要な立地特性を十分に把握したうえでメリハリのある評価・調査項目、調査内容を選定し、効率的・効果的に対応することが極めて重要である。
- 現状の風力発電事業の環境アセスでは、立地特性を勘案せずに一律な項目選定、調査・評価手法が要求・要請される場合が多い印象である。
- 事業区域の立地に応じた**エリア特性を踏まえたスクリーニング**により、**調査・予測・評価項目の合理的な選定を行うことが、環境アセス手続のトータル期間の短縮に資すると思料する。**

地域	地形	土地（海）の状況	留意を要する事項		特に注意すべき評価項目 (◎基本的に必要、○案件毎の状況で分かれる)									
			自然環境 の保全	生活環境 の保全	動物				植物	生態系	景観	騒音	水質	風車の影
					猛禽類	渡り鳥	一般鳥類	鳥類以外						
山間地域	尾根	森林	○		◎	○			○	◎	○	○	○	
	高原	牧草地・畑地等			○									
	低山	平地林・集落等	○	○								◎		○
海岸地域	砂丘	砂丘・砂防林		○		○							○	○
	台地	草原・森林		○				○				○		○
平坦地域	平野	農地・河川敷・集落		○								◎		○
	工業地帯	埋立地・港湾・住居地等												

現行陸上風力アセスの課題と具体的な施策(②)

アセス制度の課題

② 法アセスにおける都道府県の審査や条例アセスの負担増大

- 本来、条例アセスは、法アセスよりも環境影響の度合いが小さいものを扱うため、調査内容は少ないはずである(再エネ特措法で定める運転開始期限においても法アセスは8年以内に対し、条例アセスは4年以内)。一方現状は、条例アセス案件の方が手続や項目が多いなど、対応期間の**逆転現象**が発生している。
- 法アセスにおいても自治体審査の項目の増大や要求水準が事業者の実行可能な範囲を超えたり、研究レベルとなるなどし、国の対応よりも時間も労力も過大になっている。



必要施策項目

具体的な施策内容要望

1. 法アセスと条例アセスの逆転現象の解消

- ✓ 全国の自治体に助言を行っていただきたい。
 - ・条例に基づく環境アセス手続において調査・評価項目や内容の簡素化
 - ・自治体審査の対応の合理化、簡略化

2. 全国の自治体に向けた啓発

- ✓ 自治体の風力アセスに係る審査に関し、審査に係る有識者・委員、並びに、担当職員に対して、最新の知見や動向、環境影響に関する実態や対策事例、その必要十分な水準等について、国から周知、啓発いただきたい。

3. 第2種事業の規模要件見直し

- ✓ 法アセス第2種事業の規模要件の下限値を引き下げ、法アセスの対応とする案件を増やしていただきたい。(次頁を参照)

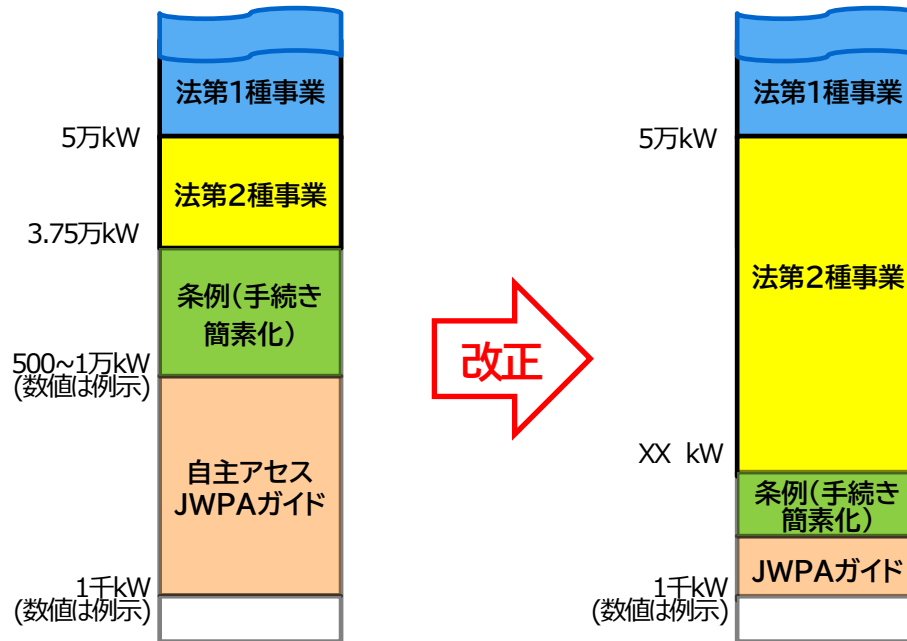
(参考) 制度改正イメージ：条例規模要件の見直し等

風力発電に関する環境影響評価法、政令を改正、法アセス対象事業規模の見直し

< 現行の内容 > 第1種事業50,000kW以上、第2種事業37,500kW以上



< 新規の見直し > 第2種事業規模要件の引き下げと同時に法アセスでの対応案件を増やす



現行

第2種事業規模要件の引き下げ

環境省「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令」の
閣議決定及び意見募集の結果について 添付資料①政令概要 を参考

現行陸上風力アセスの課題と具体的な施策(③)

アセス制度の課題

③累積的影響に係る予測・評価や事業規模変更になった場合の対応

- 近傍の風力発電所との累積的影響についての評価を求められることが多いが、先行している事業ではなく、後発事業者の事業への累積的影響を求められる事例、また、求められる内容が国と道府県で異なる事例が出ており、混乱している。
- 事業規模が計画途中で変更(第1種⇔第2種⇔条例)になった場合の手戻り
事例:準備書以降の手続きが進行してたが、条例アセス対象事業規模に変更となった時、再度、条例アセスにおける方法書から開始するよう要請された。



必要施策項目

具体的な施策内容要望

1. 累積的影響の評価の明確化

- ✓ 累積的影響に係る予測・評価の対応事項、考え方、具体的な方針等を策定、明確化、明示・公表いただきたい。

2. 計画途中での事業規模変更に伴う手続の適正化

- ✓ 事業計画規模が手続き途中で変更(第1種⇔第2種⇔条例)になった場合にアセス手続の手戻を生じさせないような対応手続の適正化、移行措置を策定いただきたい。

現行陸上風力アセスの課題と具体的な施策(④)

アセス制度の課題

④ リプレース案件合理化の推進不足

- 環境省にて”風力発電所のリプレースに係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン”を策定・公表いただいたが、審査側に浸透していない。
- リプレースアセス合理化の条件が昨今の実態に即しておらず、ガイドラインを適用できる事業が少ない。
 - ・ 新設時に法アセスを実施していることが条件であり、自主アセスの案件は対象外。



国の必要施策

具体的な施策内容要望

1. リプレース事業に対する環境アセス手続の緩和

- ✓ リプレースアセスの合理化ガイドラインの適用条件の見直し。
- ✓ リプレース案件では本質的に必要とされない配慮書は省略、方法書については合理化するしくみ・制度の検討、適用を進めていただきたい。

【参考】リプレース案件の実績と今後の見通し

リプレース案件数の実績推移(直近4年)



運開して20年以上経過し、未だ撤去・廃止していない発電所数

105発電所
 基数 420基
 総出力 500,620kW

※2023年12月末時点でのJWPA調査データ